

労働関係情報 c u 掲示板 2019年 11月11日

お知らせや友人、団体、組織内での転送、回覧を、よろしくお願いします

● 当掲示板では、10月18日付けで「台風による休業やシフト削減に伴う賃金の支払いについて」を扱いましたが、厚労省が、下記1、及び2として対応と考え方について「Q&A」を明らかにしたとの情報を得ましたので紹介します。

● 1 令和元年台風第19号による被害に伴う労働基準法や労働契約法に関するQ&A 厚生労働省（令和元年11月1日版）（16頁）

「令和元年台風19号により被害を受けられた事業場においては、事業活動への影響が生じており、被災地以外に所在する事業場においても、鉄道や道路等の途絶から原材料、製品等の流通に支障が生じることも懸念されている状況にあります。

このため、賃金等の労働者の労働条件について使用者が守らなければならない事項等を定めた労働基準法の一般的な考え方などについてQ&Aを取りまとめることとしました。

今後、必要に応じ更新していきます。なお、労働基準法上の義務については、個別事案ごとに諸事情を総合的に勘案すべきものですので、具体的な御相談など詳細については、お近くの労働局又は各労働基準監督署にお問い合わせください。」

（発表文書の前書きです。厚労省HPの「雇用・労働」からダウンロード出来ます。）

● 2 令和元年台風第19号に伴う派遣労働に関する労働相談

Q & A 厚生労働省（令和元年11月1日版）（22頁）

「令和元年台風第19号による被害により、今後相当の期間にわたり、経済活動と雇用への重大な影響が生ずることが懸念されており、特に、急激な事業変動の影響を受けやすい派遣労働者については、生活の基盤となる職場を失うおそれがあります。このため、派遣労働者、派遣会社及び派遣先からの派遣労働に関する労働相談についてQ&Aを取りまとめることとしました。」（同上記。）

CU(コミュニティユニオン)東京 〒170-0005 東京都豊島区 南大塚2-33-10

東京労働会館1階 TEL03-3946-9277 FAX03-5395-3242

組合費 月2000円、内1000円は労働共済費。協力組合員1000円。駆け込み寺機能と、まともな労使関係をめざし、当面、首都で個人加盟3千名を目標に拡大中。中小企業家との共同・連携、市民と野党の共同も追及。詳細は、CU東京のHPをどうぞ

お問い合わせ・情報のご提供をどうぞ maezawa-dan@cutokyo.jp